

令和5年 9月 6日
稚内開発建設部

令和5年度 総合評価落札方式における提出書類の一部事前受付の試行について

1 目的

工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、**北海道内に本店、支店、営業所**が所在する企業を対象に、工事入札の競争参加資格確認等のための申請書及び資料のうち、入札手続きごとに変動しない項目を主として申請書及び確認資料の事前受付を行い入札手続きの簡素化を図ります。

また、技術者の工事成績及び資格等の事前受付を行うことにより、更なる入札手続きの効率化を図ります。

なお、事前受付が適用されるのは、**令和5年11月1日から令和6年3月31日までに稚内開発建設部**で入札公告を行う工事です。

2 事前受付提出者の資格

事前受付に参加できる者は、以下の事項に該当する者とします。

- (1) 北海道開発局における工事区分「一般土木」、「維持」、「舗装」又は「しゅんせつ」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（ただし、JV（共同企業体）及び事業協同組合を除く）。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。
- (2) **北海道内**に、建設業法に基づいて一般土木工事、維持工事、舗装工事又はしゅんせつ工事を施工するために必要な建設業許可を受けた**本店、支店、営業所**が所在すること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし

て、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 事前受付の対象項目

対象となる工事区分は下記のとおりです。

- ・「一般土木」（ただし、河川部門及び空港部門を除く）
- ・道路部門の「維持」
- ・道路部門の「舗装」
- ・港湾・漁港部門の「しゅんせつ」

対象となる配置予定技術者は下記のとおりです。

- ・監理技術者の有資格者に限る。

企業については、優良工事表彰など入札手続きごとに変動しない項目が主たる対象となります。

また、配置予定技術者においては、優良工事表彰、監理（主任）技術者または現場代理人の工事成績、技術者の資格などが対象となります。

詳細は、別添「令和5年度 事前受付対象項目及び入札手続における取扱い」を参照してください。

4 事前受付の提出書類

【企業】

- 令和5年度 総合評価落札方式 事前受付票（企業用）[Excel 提出]
- 災害活動の実態等（部門共通）（企業様式1）[Excel 提出]
- 上記 a、b を確認できる添付資料 [PDF 提出]

【技術者】

- 令和5年度 総合評価落札方式 事前受付票（技術者用）[Excel 提出]
- 技術者の工事成績（技術者様式1-1、1-2、1-3、1-4）[Excel 提出]
- 上記 d、e を確認できる添付資料 [PDF 提出]

※Microsoft Excel バージョンについては、2016 形式以下とする。

※事前受付の提出は、『企業のみ』又は、『企業、技術者両方』（技術者は複数名の提出も可）とし、『技術者のみ』は不可とします。

※提出書類の内、a、b、d 及び e の様式については、稚内開発建設部ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

※必要な添付資料については、「提出資料一覧表」を稚内開発建設部ホームページに掲載していますので、ダウンロードして閲覧し、確認してください。

5 事前受付の方法

(1) 受付期間

令和5年9月13日(水)～令和5年10月16日(月)

- ・持参の場合の受付時間は9時00分～17時00分まで(閉庁日は除く。)
- ・郵送の場合は、令和5年10月16日(月)必着

(2) 事前受付の提出書類の提出方法

- ① 上記4の提出書類は、下記メールアドレス宛に電子データを提出してください。提出にあたっては、必ず、ウイルスチェックを行い、送信容量は20MB以内としてください。なお、20MB以上となる場合は、複数回に分けて提出してください。また、ファイル圧縮ソフトを使用する場合、ZIP形式(自己解凍形式は除く)にしてください。

Email アドレス : hkd-wk-sogohyokajizen-81i@gxb.mlit.go.jp

- ② 電子メールの件名には企業名を入れてください。メール本文には、担当者の氏名、メールアドレス及び連絡先電話番号を記載してください。

件名例：【〇〇建設】R5総合評価落札方式における提出書類の一部事前提出

- ② 電子メールによる提出が不可能な場合は、電子記録媒体の持参又は郵送も可としますが、ウイルスチェックを行ったCD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RWとしてください(USBメモリは不可)。当方でデータを取得後、電子記録媒体は破棄します。
- 郵送にあたっては、必ず、書留郵便で送付することとし、書留郵便の封筒の表、左下に朱書きで「令和5年度 事前受付提出書類在中」と明記してください。

※持参又は郵送時の提出先

〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局稚内開発建設部 契約課 上席契約専門官(入札契約スタッフ)

(3) 事前受付の問い合わせ先

〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局稚内開発建設部 技術管理課技術管理専門官(技術審査担当)

電話 0162-33-1089(ダイヤルイン)

6 事前受付内容の確認

提出書類の内容については、稚内開発建設部で入札公告する個別の工事契約手続きと同様に審査を行います。

7 事前受付後の取扱い

(1) 「受付済事前受付票」の送付

提出された令和5年度事前受付票（企業用）及び（技術者用）については、令和5年10月23日以降に「受付済事前受付票」（事前受付票に受付印を押したものの、以下同じ）として発送いたします。

(2) 「受付済事前受付票」の使用

今回の「受付済事前受付票」は、稚内開発建設部において下記の工事の一般競争入札に単体で参加申請する場合の総合評価落札方式における技術資料の提出書類として使用できます。

① 対象期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日までに入札公告を行う工事

② 工事区分

- ・「一般土木」（ただし、河川部門及び空港部門を除く）
- ・道路部門の「維持」
- ・道路部門の「舗装」
- ・港湾・漁港部門の「しゅんせつ」

上記の設定は、稚内開発建設部における近年の発注実績を踏まえたものですが、対象期間中に該当する工事の発注が必ずあることを保証するものではありません。

使用にあたっては、工事ごとに「受付済事前受付票」の写し（PDF形式）を添付して提出してください。「受付済事前受付票」を提出した場合は、その項目については確認資料の写しの提出は不要です（詳細は、別添「令和5年度事前受付対象項目及び入札手続における取扱い」を参照）。ただし、「受付済事前受付票」の内容に変更があった場合は、その項目の申請書等を従来どおり提出しなければなりません。

8 その他

(1) 事前受付された各項目の評価は、入札公告された工事（一般競争入札（総合評価落札方式））ごとにその都度行います。

(2) 今回、事前受付を行わない場合は、従前どおり入札公告された工事（一般競争入札（総合評価落札方式））の入札手続きに従い、申請書等を提出してください。

- (3) 「受付済事前受付票」の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日公告工事までとなっておりますので留意願います。
- (4) 事前受付の提出期間終了後に内容の変更はできませんので、記載内容等提出書類に間違いがないよう確認を行ってから提出して下さい。